

都営住宅等の指定管理者評価委員会 議事録

令和3年7月28日（水）14時52分から
都庁第一本庁舎33階 特別会議室N2

（開会）

真田課長 それでは、まだ時間は早いですが皆さんおそろいですので、始めたいと思います。

 それでは、都営住宅等の指定管理者評価委員会を開催いたします。委員会設置要綱第5条第2項の規定により、委員の過半数の出席がありますので、本委員会は有効に成立しています。

 また、同条第6項の規定により、本委員会の会議は原則として公開となります。さらに、同条第8項の規定により、議事録及び会議資料は原則としてホームページで公開いたします。ご承知おきください。

 次に、事務局の職員を紹介します。

 都築経営改革担当部長でございます。

都築部長 よろしく願いいたします。

真田課長 須藤課長代理です。

須藤課長代理 須藤と申します。よろしく願いいたします。

真田課長 矢野主事です。

矢野主事 矢野と申します。よろしく願いいたします。

真田課長 私は、管理企画担当課長の真田でございます。よろしく願いいたします。

 それでは、経営改革担当部長の都築より一言ご挨拶申し上げます。

都築部長 住宅政策本部経営改革担当部長の都築でございます。改めてどうぞよろしく願いいたします。

本日、委員の皆様には大変お忙しい中、またコロナ禍の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本委員会でございますが、指定管理者の1年間における業務執行の成果につきまして、客観的な観点から分析・評価していただくもので、委員の皆様には毎年適正な評価を頂くとともに貴重なご意見を頂戴しており、改めて厚く御礼申し上げます。

都営住宅においては、ご案内のとおり近年居住者の高齢化・単身化が進み、様々な支援を必要としている世帯が増加しているほか、団地の自治会活動の担い手不足、駐車場の空き区画の増加などへの対策が必要で、指定管理者に求められる管理能力や期待されるサービスの水準などが以前にも増して高まっています。こういった点にも様々な工夫や提案ができていくかといったことが、指定管理者の評価のポイントになるものと考えています。

本日は事務局から説明させていただいた後、指定管理者の1年間の成果について委員の皆様からご意見を頂戴するとともに、厳格な採点・評価を頂ければと存じます。

なお、ご不明な点などございましたら、ご遠慮なく私どもにお聞きいただければと存じます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

真田課長 それでは次に、配付資料の確認をいたします。お手元にございます評価委員会の次第を御覧ください。資料は、配付資料の記載にありますとおり1から10までございます。

資料1、委員名簿。

資料2、設置要綱。

資料3、指定管理者制度の概要。

資料4、指定管理業務評価の流れ。

資料5、評価委員会による評価様式。

資料6、指定管理業務一次評価基準。

資料7、令和2年度指定管理者の一次評価結果概要。

資料8、一次評価シート。

そのほか参考資料といたしまして資料9、特命要件の継続。

資料10に、個人情報紛失事項についてとなっております。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります。委員会設置要綱第2条第3項の規定により、委員の互選により委員長を選出をお願いします。立候補、

またはご推薦はありますか。

今井委員 毎回お願いして申し訳ありませんが、大村先生にお願いできればと思います。

真田課長 ただいま、大村委員を委員長にとのご発言がありました。大村委員に委員長をお引き受けいただくことでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

真田課長 ありがとうございます。それでは、大村委員に委員長をお願いいたします。

(大村委員、委員長席に移動)

真田課長 これから議事進行は大村委員長にお願いします。
それでは委員長、お願いいたします。

大村委員長 大村でございます。引き続き委員長にご推挙いただきありがとうございます。

先ほど都の住宅供給公社のご説明にありましたように、昨年1年間コロナ禍で激変した環境の中で、いろいろな業務に難しい問題が発生したと思います。

例年都営住宅の指定管理者評価委員会は同じメンバーでやらせていただいているので、皆様方もある程度事情はお分かりだろうと思いますが、非常に重要な責務の委員会と認識しておりますので、どうかよろしくご審議のほどお願いいたします。

それでは議事を進めます。まず、事務局から次第3「指定管理者の業務及び評価制度の概要説明」について、ご説明をよろしく願います。

真田課長 それでは、資料2を御覧ください。資料2から5までの説明をいたします。

資料2は、評価委員会の設置要綱でございます。

資料3は、指定管理者制度の概要でございます。都営住宅の管理運営には、指定管理と業務委託があります。本日は指定管理業務に

ついて評価を頂きます。また、指定地域等ですが、都内全域について特命により東京都住宅供給公社を指定しています。

次のページ、資料4は指定管理者業務評価の流れです。一次評価を所管局、事務局で行っています。それを踏まえ、二次評価をお願いいたします。二次評価を踏まえて総合評価を行い、その結果を9月中旬に公表する予定です。

次のページ、資料5を御覧ください。こちらは評語の内容ですが、まずSは管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設。Aは管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設。Bは管理運営が良好であった施設。Cは管理運営の一部について良好ではない点が認められた施設です。この4段階で二次評価を行います。

以上でございます。

大村委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はありますか。

例年と同じ概要と評価の流れ、評価様式の説明で、特によろしいですね。

それでは、続きまして次第4「事務局による一次評価」に移らせていただきます。

評価委員会といたしましては、資料5の様式に従い評価を行うこととなりますが、これに先立ち事務局で一次評価を行っているとのことですので、その結果及び「特命要件の継続」について説明をしていただきます。では、よろしく願いいたします。

真田課長 それでは、資料6を御覧ください。資料6から資料10までを用いて説明します。

資料6、一次評価基準です。東京都総務局で策定した管理運営状況評価指針に基づき所管局の事務局で評価しています。個別の評価項目を3段階で評価し、得点を積み上げます。

都営住宅等の管理は、評価すべき項目として合計28項目を設定しています。全項目が水準のとおりの場合の合計点が「標準点」となり、都営住宅等の管理では34点となります。

標準点の1.33倍、46点以上はS、43点以上45点以下はA、30点以上42点以下はB、29点以下はCとなります。令和2年度の業務の履行状況について、年度末時点で評価を行います。

資料7を御覧ください。令和2年度の一次評価結果です。3段階

で評価しますが、配点が2倍になっている項目があります。これは東京都が重視する項目で、3段階評価で得た点数の2倍が得点となります。今回の一次評価結果は合計で45点のAです。

資料8を御覧ください。大項目「管理状況」、中項目「適切な管理の履行」です。協定や事業計画に沿って管理が行われているかについての評価です。

お手元の資料8の次にある参考資料をお開きください。この参考資料は、評価するに当たっての根拠となった資料で、1ページから27ページまでございます。

確認項目①収納業務から、⑨事業者の独自提案事業の実施についてです。資料8の「適切な管理の履行」の確認項目①から⑨の評価です。

①から⑨につきましては、全確認項目で適切に処理されていると認められます。そのうち、水準を上回るとした3項目について説明します。上回るのは「×2」のところ、すなわち2点の評価をしている部分です。

その1つが、入居者管理業務です。参考資料の2ページを御覧ください。今回、不適正事例の早期把握に努め、是正指導を実施しています。また要医療、長期困難案件についても、地元自治体あるいは地域包括センターなどとの連携により、きめ細かな対応により解決に導いています。さらに、困難案件や対応力向上を目的として、是正指導等に深い知見を有する講師による実務研修を実施しております。

また、悪質・深刻なルール違反により再三の是正指導によっても改善されない場合、東京都での法的措置を見据え現地調査や訪問、電話指導を繰り返し行い、必要に応じて早朝や夜間、休日なども利用して不適正使用者との接触を図ることで、迅速な解決や都の確実な法的措置につなげています。

さらに、高額所得者への明渡指導も適切に行われ、その取組を評価し、水準を上回るとしました。掛ける2点と評価しています。

次に⑦高齢者・障害者への対応です。これも配点が2点となっています。参考資料の8ページを御覧ください。定期訪問対象世帯約1万7,000世帯に対し、年間で延べ22万回を少し下回るぐらいの訪問を行い、17万回以上の面談を行うなど、仕様書に定めている2か月に1回以上の頻度を大きく上回る数の訪問・面談を実施しております。また、安否確認についても、地元区市などと連携して安否確

認の強化に取り組んでいます。

続いて2点となっているのが、⑧事業者の独自提案事業の実施です。参考資料の10ページをお開きください。8（1）ですが、都営住宅入居者の高齢化が急速に進行していることを踏まえ、巡回管理業務の強化・充実を図るため、福祉部門の経験者2名を「巡回管理業務相談員」と位置づけ、配置しています。

また、巡回管理業務相談員が主体となり、巡回管理人に対しての育成や啓発を図り、直接的に情報を伝達するツールとして、新たに「巡回管理人通信」を発行しています。

参考資料10ページ、8（2）と11ページの（4）（5）にあるとおり、巡回管理人業務の強化・充実への取組や、自治会向けの広報誌の発行、あるいは公社ホームページに自治会向け情報ページの新設をしています。

そのほかには、外国人居住者もご理解いただくように住まい方に関する多言語対応のポスターも作成しています。これらを踏まえて、水準を上回るという評価をいたしました。

以上により、「適切な管理の履行」は合計19点となります。

次に大項目「管理状況」、中項目「安全性の確保」です。資料8の2ページになります。参考資料は14ページをお開きください。ここでお示ししていますのは、施設の安全性は確保されているかについてです。

評価結果①設備の保守点検から③緊急時対応まで、特に事故もなく適切に対応できていることから、水準どおりとしています。

以上により、「安全性の確保」は合計4点、1点が4か所あるので、4項目について1点で、合計4点となります。

その下、大項目「管理状況」、中項目「法令等の遵守」です。参考資料17ページを御覧ください。

ここでは、個人情報保護、報告などが適切に行われているかについて記載しています。最後のページを御覧ください。先ほどのプレゼンテーションでありましたが、「都営住宅入居者の個人情報を記載した書類の紛失について」というプレス資料を添付しています。

この案件ですが昨年6月、入居しているお客様からお預かりした1世帯1名分の個人情報を記載した書類を紛失した事故が発生したものです。個人情報を扱うに当たり、業務上必要な確認作業を怠っており意識の徹底が図られていなかったこと、業務フロー及び取扱いの遵守が組織的に適切に行われていなかったことにより、評価の

項目である職員に対する個人情報保護の徹底及び評価項目③の個人情報
情報の適切な管理水準を下回るとしてしています。

以上により「法令等の遵守」は4項目ありますが、2項目は0点、
2項目はそれぞれ1点で、合計2点という評価をつけています。

その次、資料8の大項目「管理状況」、中項目「財務・財産の状況」
です。参考資料21ページを御覧ください。ここでは、適切な財務運
営あるいは財産管理が行われているかについて評価しています。

評価の項目としては財務状況と経理処理との確認項目を設けてお
ります。財務状況は令和3年1月に「AA」の格付けを取得してい
ます。また、資金繰りについても安定していることから水準を上回
ると評価しました。また、経理処理も適切に処理されております。
ということで、「財務・財産状況」の合計は3点としています。

次に大項目「事業効果」、中項目「事業の取組」です。資料8の3
ページ目を御覧ください。参考資料は23ページです。ここでは、使
用料の適正な収納がされているかについて評価しています。

使用料の収納と居住者の収入の把握とも、目標を上回る達成をし
ています。これらを踏まえ、水準を上回る評価としています。その
結果、使用料の適正収納は合計4点です。

次に大項目「事業効果」、中項目「利用者の反応」です。参考資料
24ページを御覧ください。こちらは事業内容、職員対応などについ
て、利用者の反応がどうかを評価しています。

①窓口等の利便性向上に対する満足度から④居住者ニーズの把握
まで確認項目を評価基準に求めており、いずれも高い水準となっ
ており、水準以上としています。

その中で、②職員の対応への満足度ですが、窓口での職員対応に
ついて約76%、巡回管理人の対応については約94%の回答者が「よ
かった」または「まあよかった」と回答しており、居住者の高い満
足を得られていますので、水準を上回るとしてしています。

また、③管理に対する総合的な満足度につきましても、「満足」「ま
あ満足」「普通」を合わせて9割以上の方から評価されていますので、
水準を上回るとしてしています。

サービス内容の状況の合計は、これらで6点となります。

次にその下、大項目「事業効果」、中項目「行政目的の達成」です。
参考資料27ページをお開きください。行政と連携を図り、施設の目
的を達成しているかについてです。

資料8の③東京都の施策への協力として、コロナ禍に対しては家

賃の支払い期限の延長など、緊急的な事案にも速やかに対応していること、また窓口センターに来所することなく手続が行われるよう、郵送あるいは電話などの代替方法を積極的に活用したことから、水準を上回るとしています。

「行政目的の達成」の合計は、これらで7点となります。

資料8の4ページを御覧ください。特記事項といたしまして、今回の評価ポイントのまとめを記載していますが、説明は割愛させていただきます。

以上28個の確認項目について評価し、「水準を上回る」が9項目、「水準どおり」が17項目、「水準を下回る」が2項目でした。これらを合計して45点、一次評価は「A」となっています。

次に資料9を御覧ください。「特命要件の継続」です。東京都総務局が策定した評価指針により、指定管理者を特命で選定した場合は、その選定の際の特命要件の継続の有無について、評価委員が評価することとなっています。

特命要件の継続について報告します。特命要件は、特命の前提となった施設の位置づけ、団体の特性と果たした役割、都との連携体制、事業の取組状況・進捗度の4件です。資料のとおり、全ての項目について変更などはなく特命要件の継続がなされています。

説明は以上でございます。

大村委員長　ただいま事務局から説明がありました一次評価結果及び特命要件の継続に関し、ご意見・ご質問がございましたらご発言をお願いしたい。いかがですか。

前回もそうでしたが、ほかの委員もおっしゃられていた高齢化や単身化が進んで、福祉的な対応とか、いわゆる都営住宅の指定管理者のオーソドックスな指定管理業務とは大分違うところへの対応も必要になってきていると思いますが、これは予算的に都の指定管理者は、都から委託を受けてやってという、予算の範囲内でうまくできていると考えていいのか。

人的サービスなど、福祉対応型の巡回監視員という形の特別な措置が必要になっているが、それは今のところ指定管理業務費用の枠内に収まっていると考えてよろしいですか。

真田課長　今回令和2年度の事業報告書を見ましても、専門家の方や有資格者を巡回管理人として公社で雇って、それでニーズが増え、委員が

おっしゃるように福祉的な対応が、より専門的にできる方を配置していることについては、いい取組かと考えています。

今後も高齢者、あるいはそのほかに精神障害者、メンタルの疾患を抱えた方の対応も求められていて、今後もこういった取組を進めていただきたいと思います。

そういう専門家の方の人材がいないということ、公社から聞いています。今いる方を次は誰にしようというのが結構大変というか、課題と伺っています。

大村委員長　今のところ、予算上の特別の措置が都からされていることはないということですね。ただ、都営住宅の入居者構成が相当変わっていることや、違う形の追加的なサービスとか必要性が高まっていることは確かですね。

和気委員　大村先生からご質問とかご意見がありましたが、所見を述べさせていただくと、例えば巡回管理人で福祉の現場で働いていた人をお願いして、その人がリーダーみたいになってということで、よくやっているのではないですかという評価の仕方と、それは付け焼き刃で、本来ならば社会福祉士や精神保健福祉士とかそういう面の専門家を、お金をつけてちゃんと置いて、生活上いろいろな福祉的な問題が出てくると、それに対して対応するべきだ。

これは指定管理に入れる、入れないという問題があると思いますが、そういう項目を入れて予算をつけることはあると思いますが、そういう対応をしていなければ駄目だという評価の仕方、全然点数が違ってきます。

個人的には社会福祉士、精神保健福祉士を、調べていただければ分かると思いますが国家資格で、大学を出て、専門資格として成立していて、メンタルの問題や高齢化の問題に対応できる専門職の方がいます。

私は、個人的には先生がさっき言ったみたいに入居者の構成が60～70年代と全然変わってきてしまっている。明らかに福祉コミュニティー、福祉の住宅だと。しかも低所得の人が多いいことを考えると、指定管理のどこかに予算をつけて、各団地に1人とは言いませんが、そういう方をきちんと予算措置して、配置することをやったほうがいいのではないかと思います。

大村委員長　そこは我々評価委員会の範疇の問題ではないと思いますが、伺っているとグレー領域というか、今までの指定管理業務の物的な環境の管理という主体の問題から、人へのいろいろなサービスやケアの問題が増えていることは確かであろうと思うので、都の住宅政策審議会とかそういうところで議論される問題なのかなと思いますが、そういう意見があったことは、ちゃんとテイクノートしていただければいいかなと思います。

ほかに何か、収納業務の件についてもそうかもしれませんが。

安藤委員、お願いいたします。

安藤委員　公社そのものの財政状態や経営成績は、去年までと同じで必ず監査法人の監査を受けて、適正意見をもらっているというのは、そのままでよろしいですか。

須藤課長代理　監査法人の方から。

安藤委員　これは問題ない、適正意見であると。

もう1つは評価で、最後の個人情報の紛失の件は、評価でいくとマイナス評価というのはないのですね。

真田課長　水準を下回る場合が0点なので、その下は。

大村委員長　減点ということではないという、ただ0点というか、評価がつけられない感じになるということですね。

なかなか難しいです。二十数万件の中で、1件1世帯という、それでも起こってしまう。そこは、ゼロディフェクトが標準になっている組織ですから、そこら辺はやむを得ないのでしょう。

安藤委員　一応それなりに対応を取っているとありますが、今後気をつけろと言うだけではなくて、どういう……。

真田課長　今回のこの件につきましては、事故が起きたということで、令和2年6月29日のプレスですが、これを受けて公社でコンプライアンスの研修をして、その中でも管理職を対象とした研修を令和2年9月に行っていて、そこで改めて徹底を図ったということです。

大村委員長　その資料10に「事故の経緯」と書いていますが、郵送により書類を受け付けたという記録はあるのですね。だけど、受け付けた書類が何かの瑕疵で紛失し、見つからなくなってしまったということですね。

相手から問合せがあったからということで、初めて紛失に気づいた形になったということですね。外部に漏えいした事実は確認されていないということで、どこでなくなったかは、もう分からなくなったということですね。

その後、この経緯の説明では謝罪の手紙を入院先の病院にお届けしたということになっていますが、この方にご了解とか、納得を頂いていますか。

真田課長　そこまでは確認できていませんが、通常こういったケースの場合、ご納得いただけるまで当然ながら普通謝罪するものですので、恐らくご納得はされたと思います。

大村委員長　そこら辺は確認されておいたほうが、この報告だけではどうなっているのか、アフターケアがちゃんとされたかどうか、起きてしまったことは仕方がないと思いますが、相手方としては申請書類を出したのに問合せがあったのは不信感を醸成したことになると思いますので、公社の対応の中でその後ちゃんとされたかどうか、納得いただいたかを確認されたほうがよろしいのではないかと思います。

安藤委員、よろしいですか。

今井委員。

今井委員　さっき大村委員長もご指摘されて、ここ何回か指定管理者の委員会でいつも言われていますが、都営住宅は地方自治法でいう公の施設の管理ということで、指定管理者という枠だけでは収まらない部分が出てきているのではないかという問題をみんな指摘しています。

その問題意識を東京都もぜひ、今日も委員長からわざわざご指摘を頂いているぐらいで、どういう形で指定管理者との関わり合いを位置づけるかという意味でもすごく大事なかなと。

というか、今までの公の施設の管理の枠から相当、今回の評価項目でもソフト面が多い。そういう意味では総務局にも住宅政策本部からも、一律に公の施設の管理で指定管理者という枠と違ってきているということについては報告するなり何かしてもいいかなと思

ました。

ここ数回、各委員からずっと指摘されていますよね。今までの指定管理と違ってきている。

大村委員長 次第5に近づきつつあるかもしれませんが、それでは次第5「評価委員会における二次評価」に移ります。

今までも各委員からご意見が出ていたと思いますが、一次評価については加点するところというか、よくやられているというプラス2というか、2倍にするところと、標準的によくやられているのが1点。

それから、今回1つ不祥事が起きたという、個人情報保護の問題で紛失事故があったことに関しては、制度上ゼロ点で、全体評価としては、事務局案の一次評価は総合計点として45点のAというのが、先ほどの評価の中でいえば43点以上45点以下という、A評価の中では一番上に近い。今回の不祥事がなければ多分S評価が妥当だっただろうと思います。

私も毎回同じ感想ですが、東京都住宅供給公社は指定管理業務を今まで長年されて、例年いろいろな形で工夫、努力されていることは高く評価されていると思いますが、それでも1件であっても不祥事が起きるとこうなるということで、多分コンプライアンスも含めて非常に、今回のことを反省していると思います。

私の印象では、この一次評価の評点は妥当ではないかと思いますが、ほかの先生方でご意見、ご質問がございましたら。いかがですか。

もし特になければ、先ほど各委員からも指定管理業務の中身が大分変わりつつあることは皆さんの共通認識で、考えていただきたいとの意見があったことを知っていただいた上で、二次評価としては意見集約という形で一次評価に倣って、全体としては45点のA評価とすることよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

大村委員長 では、委員会の評価としては45点のA評価として決定させていただきます。ありがとうございました。

それでは、その他の内容について、後は私と事務局で調整を行った上で、今日の内容について取りまとめたものを委員の皆様にご確

認いただくことにさせていただきたいと思います。

先ほど、皆様からのご指摘がありました。指定管理者につきましては、個人情報の厳格な管理の必要について改めて認識いただいたと同時に、引き続き高い信頼性と厳格な情報管理体制の構築・運用を図って、情報セキュリティ事故の再発防止に努めていただくようお願いしたいと思います。

今回はいわゆる郵便物の紛失でしたが、昨今はいろいろな形で、サイバーセキュリティの問題や、サーバーに入り込んで操作されることも起こりがちですからそこも含めて、多分東京都全体もそう、公社もセキュリティチェックの体制を整えていると思いますが、ぜひご注意くださいと思います。

今回の二次評価を踏まえて、8月下旬までに東京都でまとめていただいて、評価委員会による評価に基づいて総合評価を決定、指定管理者に通知することになります。その前に、各委員に今日の内容のご確認をいただく形になると思います。そういうことでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

大村委員長　それでは、そういう形で進めます。よろしくお願いたします。
最後に「その他」でございますが、改めて何か皆様方からご発言があるようでしたら、よろしくお願いたします。
どうぞ、お願いたします。

和気委員　2点あります。
1つは、収納率の目標設定が95とかになっています。それが達成できれば、よくやっていますということで加点という話ですが、私が気になるのは、95%は考えてみれば20件に1件は収納しなくてもいいということですよね。97.5というの、40件に1件は収納できなくてもいい。ものすごい数の中で、40分の1は収納できなくてもいいという設定でいいのか、気になりました。

コンマ何パーセントではなく、97.5ということは2.5%ですから40分の1。ということは、40件中1件は収納できなくてもよしとしようという設定の仕方でいいのか気になったのが1つ。

もう1つは、いろいろなアンケートをやっていて、先ほどの評価でも8～9割が満足だからいいじゃないかという評価の仕方をして

いて、それは筋が通っていると思いますが、不満な人が2～5%いるわけですね。その人たちがどういう不満を持っているのかは、きちんと分析したほうが良いと思います。

謙虚に受け止めてとは言いませんが、その人たちのご意見がどういふものかというのも、例えば今日みたいなどころでも、代表的なものをご紹介いただいて、こういうご不満を持っていると。もしかすると、評価軸を変えるとその不満は妥当なものかもしれないということを考えて出た意見を、今日の委員会みたいなどころでも、こういう不満があったというご意見は出していただいたほうが良いかなど。

そうすると我々も意見を言えて、これは聞いたほうが良いとか、これは別にどうということはないのではないかと話になるので、数字だけで大きく評価してしまうと、そのままスルーしてしまうということがありますから、その辺りをできれば変えていただければと思います。

大村委員長 大変重要な指摘だと思います。そういう意味では、アンケート調査のほかに、もし公社が自由記入など意見を書いていただく欄があれば、その中ですくえるもの、傾聴すべきものがあれば、公社の報告の中で紹介していただくと我々も理解しやすいと思います。

今日私も聞こうと思いましたが、これから高齢化・単身化が進んで、例年私も伺っていますが、自治会活動がほとんど機能しなくなったときにどういう形になっているか。あるいは、住民間でトラブルが発生したとき、普通は自治会で解決しますが、公社がどこまでそういうことに関与できるのかとか、具体の実例に即した話ができるというかなど。

以前はこういうコロナ禍でないと、典型的な事例をご紹介していただくことによって、いろいろなご苦勞を抱えているのだなど、現地視察をさせていただくことによって分かったのですが、今はそれができない状況です。

和気委員がおっしゃられたように、具体的な公社の取組が分かる話をしていただくのも大事かと思います。来年以降もやられるとしたら、その点もよろしく願いいたします。

安藤委員。

安藤委員 さっきの個人情報の件ですが、参考資料の18ページの一番下に「外

部監査の実施」と書いていますが、外部監査とはどういう監査を受けているのですか。

真田課長　これは外部監査ということで、公社でも行政でもない民間の業者がいらっしやって、その方が……。

安藤委員　監査法人や会計監査とかではなく、この体制を監査する。職業柄、監査というと気になってしまって。

真田課長　個人情報保護監査というのがあって、外部のコンサルティング会社をお願いしています。そこで専門的な視点から個人情報保護の取扱い、取組を法人の方にチェックしてもらうことを、毎年実施しています。

安藤委員　既にやってきたことですね。

真田課長　令和2年度は監査補助者ということで、株式会社バルクという会社で監査を実施しています。

大村委員長　ほかに何か。

それでは、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございます。近いうちに、今日の結果について各委員にご報告があると思いますが、よろしく願いいたします。どうもありがとうございます。

—————16時10分 閉会—————